

第5回

# 死亡ひき逃げに時効は必要か 識者「事故起こさせない社会づくりを」

有料記事

谷瞳児 中野浩至 三井新 2023年12月19日 11時00分

キャンペーン実施中



List



ひき逃げ事故と時効について話す高山俊吉弁護士  
=2023年10月20日午後6時22分、東京都千代田区、三井新撮影

死亡ひき逃げ事故で家族を失いながら、公訴時効という「壁」によって犯人が罰を受けないことに苦しむ遺族がいる。重大な結果を起こしながら、その責任を取らない者に時効という逃げ場を与える必要はあるのか。交通問題に詳しい高山俊吉弁護士に聞いた。

時効が存在するのは一般的に、時の経過とともに当事者の記憶があいまいになったり、証拠が散逸して犯罪の痕跡が希薄になったりするほか、社会の処罰感情が収まることなどが理由とされている。

ただ、DNA鑑定など犯罪捜査の科学は大きく進展し、証拠の保存・活用の余地は広がってきている。社会の非難感情が一定期間を経て常に弱くなるとも言いきれない。

こうしたことから、重大犯罪の時効を廃止したり期間を延ばしたりする法改正が行われてきた。

## 問われる二つの責任

現行の時効が説得力を失っているのは事実で、死亡ひき逃げ事故についても合理的な時効の延長を検討すべきだ。

ひき逃げによる死亡事故は事故の衝撃が大きく、車両の破損によって塗料や部品といった証拠が現場に多く残される傾向にある。警察も特別な態勢を設けて捜査にあたる場合が多く、犯人の検挙につながりやすい。それでも未解決の事故はある。

ひき逃げは多くのケースで、人身事故を起こした罪と、被害者を救護するなどの義務を怠った罪の二つの責任に問われる。

2000年代に入り、死亡ひき逃げ事故は「殺人に劣らない悪質な犯罪だ」として、被害者の遺族らから厳罰を求める声が高まった。

その結果、死傷するかもしれない危険な状況をつくったことに故意が認められれば、危険運転致死傷罪が成立することになり、救護などを怠った場合の罰則も引き上げる法改正が行われた。

## 殺人犯は逃走しても…

事故に遭遇した以上、事故を起こした責任にとどまらず救護義務違反の責任も併せて問われる。その場にいる負傷者を救護し、危険防止の措置を講じるのは、当然の責務だというのが道路交通法の基本的な姿勢だ。

一方で、殺人や傷害の犯人は現場から逃走しても救護義務違反の罪には問われない。交通事故の場合、救護義務違反の責任が必要以上に問われていると指摘する法律家がいるのも事実だ。

時効の議論からは少し離れるが、被害者に衝突した車両の運転手以外にも事故の責任を負わせるべき対象がいる場合もある。

そもそも信号機やガードレール、横断歩道が現場になかったり、標識や表示が見えにくかったりすることが、事故発生に影響していることもある。

居眠り運転の背景に事業所の過重労働シフトがあったり、車両に欠陥があったりするケースもないとは言えない。

## 自動運転の時代には

飲酒運転を未然に防ぐには、アルコールを検知したらエンジンが作動しないといった安全技術を採用するのが最善の道だという声もある。

時効期間を延ばしたり廃止したりしようとする問題意識が、ひき逃げの直接の当事者の責任追及だけに関心を収斂（しゅうれん）させることがないよう心がけるのが望ましい。

自動運転の時代を迎えてゆく今後は、交通事故の原因を総合的に把握し、事故を起こさせない社会をどうつくってゆくに注力する必要があるだろう。（谷瞳児、中野浩至、三井新）